

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日は、翌日の翌日）

00555
第3658号

目次

- ◇ 告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の見員の配分に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、ひな白痢及びニューカッスル病予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - イ 結核病検査及びブルセラ病検査
 - 牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
 - ロ ピロプラズマ病検査及びだに駆除
 - ハ ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査、注射及び駆除の方法
 - イ 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - ロ ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - ハ ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
 - ニ ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
 - ホ ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル予防液皮下注射
- へだに駆除 BHC散布

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一	実施期	日	実施区域	実施場所
八月	二十日	八月二十三日	倉吉市	服部、大立、上福田、米積検診場
"	二十三日	"	大河内、森、北谷農協	"
"	二十四日	"	福光、不入岡	"
"	二十五日	"	国府、国分寺	"
"	二十七日	"	中田、古川、広瀬	"
"	三十日	九月 二日	小鴨農協、岩倉、福守	"
"	三十一日	"	津原、灘手、上神	"
"	二十日	八月二十三日	名和町	小竹、上坪
"	二十三日	"	名和、旧奈和	"
"	二十四日	"	上大山	"
"	二十五日	"	中山町	二本松
"	二十日	"	溝口町	上代、下代、畑池、間地
"	二十三日	"	福居、二部、三部	"
ピロプラズマ病検査及びだに駆除				
実施期日	実施区域	実施場所		
八月 二十日	江府町	大河原検診場		
"	二十三日	栗尾		
"	二十四日	御机		
"	二十五日	下蚊屋、笠良原		
"	二十六日	美用		
"	二十七日	小原		

"	二十八日	日南町	上阿毘縁、大管
"	三十日	"	笠木、茶屋
九月	一日	"	福万来、熊埜
"	二日	"	新山、萩山
"	三日	"	新屋、多里
"	四日	"	上坂、豊栄
"	六日	"	福塚、白谷
"	七日	"	上花口、大原
"	八日	"	神戸上、東の原
"	九日	関金町	明高、荒田
"	十日	東伯町	中津原、三本杉
"	十一日	関金町	新興
"	十三日	三朝町	坂本、片柴
"	十四日	泊村	石脇、原
"	十五日	関金町	今西、崎山
"	十六日	"	真野原
"	十七日	東郷町	漆原、藤津
"	"	"	長和田、門田
"	十八日	三朝町	本泉、森、大柿
"	"	倉吉市	西郷、栗尾
"	二十日	"	上北条
"	二十一日	北条町	米里、下北条家畜管理所
"	二十二日	三朝町	横手検診場
"	"	赤碓町	尾張

八月二十三日	東伯町	各種鶏場巡回	実施期日	実施区域	実施場所
八月二十一日	鳥取市	各種鶏場巡回	ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射	鳥取市	各種鶏場巡回
八月二十日	鳥取市	各種鶏場巡回	船岡町	家畜市場	各種鶏場巡回
三十一日	野原	野原	八東町	日下部検診場	野原
三十日	智頭町	智頭町	船岡町	家畜市場	智頭町
二十七日	野原	野原	八東町	日下部	野原
二十六日	智頭町	智頭町	八東町	日下部	智頭町
三十一日	雨滝	雨滝	国府町	美敷	雨滝
二十八日	双六原	双六原	鳥取市	矢矯	双六原
二十七日	飯里	飯里	鳥取市	飯里	飯里
二十六日	山宮	山宮	鳥取市	山宮	山宮
二十五日	網見	網見	鳥取市	網見	網見
二十四日	紙屋	紙屋	鳥取市	紙屋	紙屋
二十三日	清谷、福庭	清谷、福庭	鳥取市	清谷、福庭	清谷、福庭
二十四日	光	光	鳥取市	光	光

九月一日	鹿野町	鹿野町	九月一日	鹿野町	鹿野町
二日	米子市	米子市	二日	米子市	米子市
三日	鳥取市	鳥取市	三日	鳥取市	鳥取市
四日	米子市	米子市	四日	米子市	米子市
六日	気高町	気高町	六日	気高町	気高町
七日	米子市	米子市	七日	米子市	米子市
八日	鳥取市	鳥取市	八日	鳥取市	鳥取市
九日	米子市	米子市	九日	米子市	米子市
十日	気高町	気高町	十日	気高町	気高町
十一日	伯仙町	伯仙町	十一日	伯仙町	伯仙町
十三日	鳥取市	鳥取市	十三日	鳥取市	鳥取市
十四日	伯仙町	伯仙町	十四日	伯仙町	伯仙町
十五日	用瀬町	用瀬町	十五日	用瀬町	用瀬町
十六日	鹿野町	鹿野町	十六日	鹿野町	鹿野町
十七日	国府町	国府町	十七日	国府町	国府町
二十一日	智頭町	智頭町	二十一日	智頭町	智頭町
二十三日	河原町	河原町	二十三日	河原町	河原町

二十四日	船岡町	"
二十五日	河原町	"
二十六日	"	"
二十七日	智頭町	"
二十八日	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する收支報告書の要旨を次のとおり公表する。

昭和四十年八月十七日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 定治

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行参議院鳥取県選出議員選挙
- 2 期間 昭和40年5月14日から 昭和40年7月17日まで 第1回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 2,711,000円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	裏附	憲一	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	南	博
収入					支出		
主たる誓附					人	95,200	円
(氏名、団体名)	(職業)	(党附額)			家	22,500	
石尾 契	団体役員	50,000			選挙事務所費	7,000	
鈴木 鏡	"	30,000			集合会場費	15,500	
					通	30,700	
					交	920	
					印	66,700	
					刷	36,260	
					告	3,158	
					費	0	
					食	10,000	
					休	1,180	
					雑		
その他の寄附	121件	358,200			費		
その他の収入		30,000					
今 回 計		468,200			今 回 計	266,618	
前 回 計		0			前 回 計	0	
総 計		468,200			総 計	266,618	
報告書受理年月日	昭和40年7月19日		第1回報告分				

候補者氏名	広田 幸一	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	山内 豊治
収入				支出	
主たる寄附				人件費	447,200
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		102,500
日本社会党中央本部		1,100,000	選挙事務所費		102,500
全日通労働組合中央本部		500,000	集会会場費		0
			通信費		51,016
			交通費		637,614
			印刷費		83,200
			広告費		83,500
			文具費		49,839
			食糧費		95,050
			宿泊費		53,394
			雑費		13,688
その他の寄附	1件	10,000			
その他の収入		300,000			
今回計		1,910,000	今回計		1,617,001
前回計		0	前回計		0
総計		1,910,000	総計		1,617,001
報告書受理年月日 昭和40年7月19日 第1回報告分					

候補者氏名	宮崎 正雄	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	岸本 政秋
収入				支出	
主たる寄附				人件費	274,900
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		268,160
自由民主党本部		2,000,000	選挙事務所費		240,760
鳥取県医師連盟		30,000	集会会場費		27,400
			通信費		157,833
			交通費		443,080
			印刷費		117,700
			広告費		64,500
			文具費		25,535
			食糧費		127,613
			宿泊費		119,830
			雑費		25,451
その他の寄附	1件	20,000			
その他の収入		0			
今回計		2,050,000	今回計		1,624,602
前回計		0	前回計		0
総計		2,050,000	総計		1,624,602
報告書受理年月日 昭和40年7月19日 第1回報告分					

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十年八月十七日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 電子計算組織関係資料の送受信に関すること。

第十一条中「三課及び鳥取県警察機動隊（以下「機動隊」という。）」

を「四課及び機動隊」に、「交通課」を「交通第一課」に改める。

第十三条第四号中「、警護及び身辺護衛」を「及び警護」に改める。

第十四条を次のように改める。

（交通第一課の所掌事務）

第十四条 交通第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通警察に関する制度の調査及び企画に関すること。
- 二 交通事故防止対策に関すること。
- 三 道路交通の規制に関すること。
- 四 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
- 五 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- 六 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

七 交通安全施設に関すること。

八 道路交通の統計に関すること。

九 交通機動警ら隊に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、交通警察に関する事項で交通第二課の所掌に属しないこと。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（交通第二課の所掌事務）

第十四条の二 交通第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 運転免許及び運転免許試験に関すること。

二 運転免許の取消し、停止等に関すること。

三 自動車教習所に関すること。

附則

この規則は、昭和四十年八月十八日から施行する。

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年八月十七日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
鳥取県公安委員会規則第八号

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基

く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号）

の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「交通課」を「交通第一課、交通第二課」に改める。

附則

この規則は、昭和四十年八月十八日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年八月十七日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県公安委員会規則第九号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

交通課	2	5	5	5	17	19
機動隊		1	1	2	14	18

を

交通第一課	1	3	3	4	11	3
交通第二課	1	2	2	1	6	16
機動隊		1	1	2	14	18

に改める。

附則

この規則は、昭和四十年八月十八日から施行する。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和40年8月17日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和40年9月15日(水)午前8時30分から午前11時30分まで

(2) 実地試験

昭和40年9月15日(水)午後1時から

2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市二階町4丁目 鳥取保健所

(2) 実地試験

鳥取市戴片原町3-9 明日屋クリーニング店

3 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者

(4) 厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による)

イ 履歴書、

ウ 写真(手札形で出願前6月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することの証明書

(2) 提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目2

20番地 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出期間

昭和40年8月28日から昭和40年9月4日まで。ただし、郵送の場合は、9月4日付けの消印があるものまで有効とする。

6 試験手数料

試験手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印しないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で500円納入すること。

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、実地試験用としてフイリヤツ1枚及びズボン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石破二郎 殿

本 籍

住 所

氏 名 〇

年 月 日生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷局

【定価一部一箇頁三百円(送料を別)